

2024. 1 No.141

三井住友信託銀行

調査月報



SUMITOMO MITSUI
TRUST BANK

時論

本格化する金融規制・監督上の気候関連リスク対応.....1

経済の動き

米中摩擦による貿易構造の変化とその影響

～中国生産の高度化進展の可能性～.....3

移民社会化する日本をどう考えるか.....12

時論

本格化する金融規制・監督上の気候関連リスク対応

気候関連リスクの金融規制・監督上の取り扱いが定まってきた。BOE(英中銀イングランド銀行)が 2023 年 3 月に気候関連リスクについてのバーゼル規制枠組みに当面の変更がないことを確認したのに続き、10 月にはEBA(欧州銀行監督機構)が必要自己資本の気候関連リスクに関する早期の調整を見送る主旨の報告書を公表した。これで、国際規制当局のBCBS(バーゼル銀行監督委員会)やNGFS(気候変動リスク等に係る金融当局ネットワーク)が提唱する方針、すなわちバーゼル規制上は気候関連リスクを「第一の柱」である自己資本比率へ直接反映することは時期尚早と判断し、目先は「第二の柱」におけるシナリオ分析やストレステストによる金融機関と当局の対話を通じた監督プロセス、および「第三の柱」となる移行計画などの情報開示(市場規律)で対処していくことが明確になった。今後、各国の規制・監督当局と個別の金融機関における気候関連リスク対応がさらに加速していこう。

気候関連リスクは①異常気象などで投融資先が被害を受ける「物理的リスク」と②経済の脱炭素化に伴い高排出企業の財務が悪化あるいは資産価値が下落する「移行リスク」からなり、いずれもが金融機関の健全性や金融システムの安定性を損ない得る金融リスクであるとの認識は従来にも増して高まっている。

これら気候関連の金融リスクに関する規制・監督上の議論には大きく二つの論点があった。一つは現行のバーゼル規制の枠組みで捉えられるのかという問いであり、この点については概ねコンセンサスが得られている。すなわち、気候関連リスクは信用リスクや市場リスクなど既存のリスク分類に新たに追加されるものではなく、信用リスクや市場リスクなどを通じて間接的に影響を与えるリスクドライバーと位置付け、現行の枠組みの延長線で対処可能という考え方である。

もう一つが冒頭述べたバーゼル規制の手段のうち「第一の柱」の自己資本比率計算に織り込むことができるのかという問いであり、これまで意見が分かれてきた。さらに欧州を中心に、グリーンファイナンスを後押しする観点からグリーンな企業・資産のリスクウェイトを引き下げる「優遇措置」の導入を求める声上がり、議論を複雑にしてきた。確かに、グリーンな企業の信用リスクが有意に低ければ問題はないが、新技術の開発・実装には不確実性を伴うほか、風力や太陽光発電などの既存事業でも競争や市場環境次第でデフォルトや業況悪化が生じており、必ずしもそうとは言えない。従って、グリーンな企業・資産のリスクウェイトを一律に引き下げる政策は金融機関の資本十分性を歪める可能性があり、健全性維持を目的にしたバーゼル規制の趣旨にそぐわない。グリーンファイナンス推進にはカーボンプライシングの適用や金利・コストの補填などその他の政策手段を割り当てるのが正論であろう。

より本質的な問題として残る、気候関連の金融リスクをいかに適切にリスクウェイトへ反映できるのかについて、現時点での議論に区切りを付けたのが 2022 年の NGFS の報告書である。要約すると、(1)気候関連リスクは①発現の時間軸が長く、②非線形に増大あるいは突発的に拡大するなど不確実性が高いという特徴を持つ上に、計量技術の面では①共通の定義や手法が定まらず、②信頼できるデータも不足するなど初期段階で限界があること、(2)一方のリスクウェイト計算は①信用格付とデフォルト率という長期安定的な関係をもとに、②豊富な過去データを活用(バックワードルッキング)し、③原則 1 年間の損失可能性を導出するなど気候関連リスクの特徴とは一部で相容れないこと、(3)従って、現時点では「第一の柱」のような画一的な資産分類とリスクウェイトに基づく計量的なアプローチよりは、むしろフォワードルッ

キングなシナリオ分析やストレステストなど金融機関の自己評価と監督当局の実態検証を踏まえた対話型アプローチの方がより柔軟に対処できるとして「第二の柱」の活用、および「第三の柱」による情報開示の拡充を推奨している。実際、2022 年報告ではフォワードルッキングな手法を導入あるいは試行中の主要な金融機関が 63%と 2 年前の 22%から急増しており、リスク管理の実務も大きく方向転換したことを裏付ける。先述した EBA や BOE の判断もこうした現状認識を踏まえたものである。

当局主導による気候関連リスクのシナリオ分析(ストレステスト)も拡大しつつある。FSB(金融安定理事会)と NGFS の共同報告書によれば、新興国を含め加盟・回答 36 法域中、計画がないのは 1 法域だけである。主要国では欧州と英国が先行し、日本も導入済み、米国は実施中である。しかしながら、現状はほとんどが能力向上や知見蓄積を目的にした試行・訓練段階であり、正式な「第二の柱」の監督プロセスに織り込むまでにはかなりの時間が掛かりそうである。

これら試行・訓練により明らかになった現状と課題としては、第一に金融機関の能力と態勢は進歩しているものの、入力情報や計量結果には大きなバラつきが見られる。最大の要因は必要データの欠如と計量技術の未成熟にある。事実、ECB(欧州中央銀行)によれば推計に基づく投融資先の排出量データの一部に 7 倍超の乖離があり、BOE でも同一債務者の損失見込み額に最大 11 倍程度の格差が報告されている。特に障害となっているのが移行リスク計量に欠かせないスコープ 3(サプライチェーン)排出量、物理的リスク評価に求められる拠点所在地情報である。こうした制約や限界により、欧州銀行でも内部ストレステストに気候関連リスクを追加しているのは 41%に止まる。

第二に、現状の損失予測額であれば健全性を大きく損なうほどではないが、過小評価や計量誤差の可能性は否定できない。先述したデータと手法のギャップ以外にも、欧州と英国の事例からは①気候シナリオが移行リスクと物理的リスクの一部しか織り込めていない、②対象ポートフォリオが金融機関のすべてを網羅できていない、③残高や行動を固定するなど静態的な想定のため波及・増幅効果が十分に反映されていないことなどが挙げられる。波及・増幅効果については BOE が興味深い実験を行っている。それは第一段階のシナリオ分析をもとに、第二段階で想定外の事態に対する反応を問うものである。その結果、他社が同様に高排出企業から低排出企業への資金シフトを進めた場合、顧客の経営・資金繰りを考慮して躊躇せざるを得なくなる、あるいはグリーンな資産に需要が集中し「グリーンバブル」が生じる恐れがあるという意見も出た。また、マクロ的な累積影響により、高排出企業の移行活動に支障が生じ物理的リスクを高める可能性なども示唆された。秩序立った移行プロセスが必要とされる根拠でもある。

この 11 月、BCBS は 2022 年に定めた「気候関連金融リスクに関する実効的な管理と監督のための諸原則」について、対象銀行は完全な実施に向けた能力に欠けていると厳しく指摘し一層の注力を促した。特に、シナリオ分析とそれを踏まえた資本十分性評価は極めて初期段階という評価を下している。言うまでもなく、フォワードルッキングなシナリオ分析やストレステストには投融資先と自らの脱炭素に向けた将来パスの精緻な見通しが求められる。それは単なる机上の計量シミュレーションではなく、顧客企業との対話・エンゲージメントを通じて排出量データを入手し、移行計画の中身とその実現可能性を見極め、必要に応じて移行支援を行っていくなど地道な努力の積み重ねこそが完成度を高める鍵と言えよう。2024 年は金融業界の気候関連リスク対応が大きく進展する年になりそうだ。

(専門理事 調査部 主管 井上 一幸)

※ 本レポートは作成時に入手可能なデータに基づく情報を提供するものであり、投資勧誘を目的としたものではありません。また、執筆者個人の見解であり、当社の公式見解ではありません。ご質問等はchosainfo@smtb.jpまでご連絡ください。

米中摩擦による貿易構造の変化とその影響 ～ 中国生産の高度化進展の可能性～

＜要旨＞

トランプ政権下での米中摩擦の激化以降、米国の輸入における中国依存度が幅広く低下する一方で、カナダ、メキシコ、欧州主要国からの輸入が拡大するなど、フレンドショアリング、ニアショアリングが進む。その結果、輸出が中国経済を支える効果は弱まったが、世界の輸出における中国シェアは輸出先を欧米・日本から新興国にシフトさせつつ拡大が続いている。同様に、世界生産における中国シェアも拡大が続き、かつ中国内の生産は高度化が窺われる。制裁の影響などから中国の輸出の高度化は 2018 年以降に足踏みしており、現状、高付加価値品の供給は国内向けがメインとなっている。

米国のフレンドショアリング、ニアショアリングの動きは 2023 年により強まる方向にあり、デリスキングにとどまらず米中のデカップリングが進むことはほぼ確実。そのことが中国の高度化進展を阻害するか否かの見極めは、今後のデータ蓄積を待つ必要がある。

1. はじめに

米中関係の悪化に歯止めがかからない。米国は 2022 年 10 月の中国に対する先端半導体関連の輸出規制を強化したことに続き、2023 年 8 月の大統領令により、先端半導体や量子情報技術、AI 関連の対中投資規制の強化に乗り出した。中国は対抗措置として、半導体生産に必要なガリウムやゲルマニウムといったレアメタルの輸出規制を強化している。

2023 年 G7 広島サミットの首脳コミュニケでは、中国との関係について「デカップリング」ではなく「デリスキング」に基づき対処することが謳われた。デリスキングは、中国との完全な経済的分断（デカップリング）を避け、中国国内で西側企業が利益を確保しつつ、中国の非市場的政策から西側企業を保護することを目指すアプローチである。しかし、貿易動向からは、トランプ政権下の米中摩擦激化以降のデカップリング傾向が、2023 年に入って一層強まっていることが窺われる。本稿では、米中摩擦の激化により 2018 年以降の米中貿易構造がどのように変化したのか整理した上で、それに伴う中国経済への影響及び今後の展望を考える。

なお、米中貿易の分析に当たっては、主に米国側貿易統計を用いる。詳細なデータが入手しやすいほか、中国側統計では中国企業が税還付目的で、輸出を過大報告している可能性が指摘されているためである。他方、米国側統計についても、輸入業者が関税支払いを回避するため輸入を過少申告するケースがあること、デミニミスト例により 800 ドル未満の個人向け小口荷物は含まれないことから¹、貿易動向に関する結果は幅を持つ必要がある。

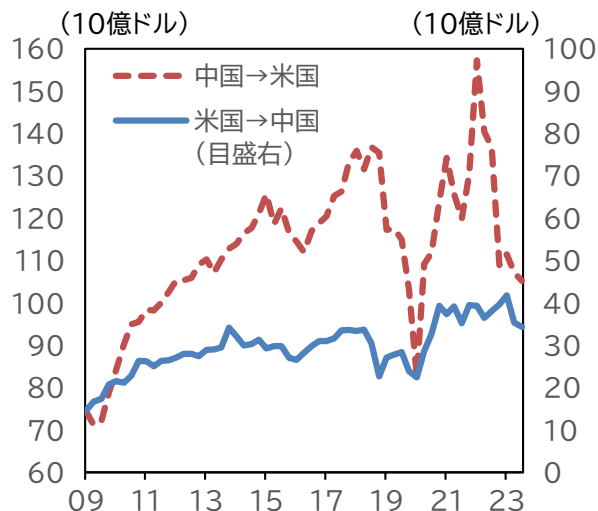
¹ USCC (2023) 参照。近年越境 EC で世界的に売上を伸ばす中国アパレル企業の商品は、平均単価が約 11 ドルであり、通関統計で捕捉されていない可能性が指摘されている。

2. 米中貿易動向

(1) 米中摩擦の悪影響は米国より中国輸出でより深刻

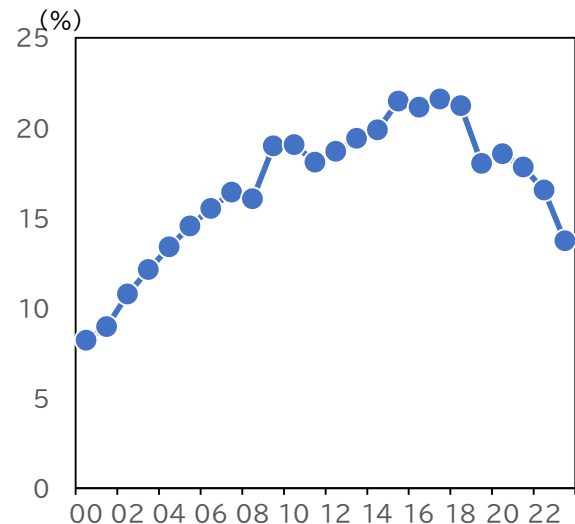
米中貿易は、米中摩擦の激化によって 2018 年からコロナ禍初期にかけて双方で減少し、2021 年以降はともに拡大に転じた(図表 1)。米国から中国への輸出はその後も高め水準を維持し、足元で貿易摩擦が激化する前の 2017 年水準を上回っている。しかし、中国から米国への輸出は 2022 年初をピークに急減し、足元で 2017 年水準を大きく下回った。この間、米国の中国依存度は 2019 年に大幅に低下、コロナ禍でやや持ち直すも、2023 年には再び急低下した(図表 2)。中国の輸出は、2023 年には欧米・アジアの仕向け先で幅広く減少に転じているが、米国向けの減少が最大の落ち込み要因である(図表 3)。2023 年には主要国・地域で軒並み輸入が減少しており(図表 4)、コロナ特需の反動による影響も大きかったと考えられるが、総じてみれば米中摩擦は、米国に比べて中国により大きな悪影響を与えている。

図表 1 米中貿易(名目)



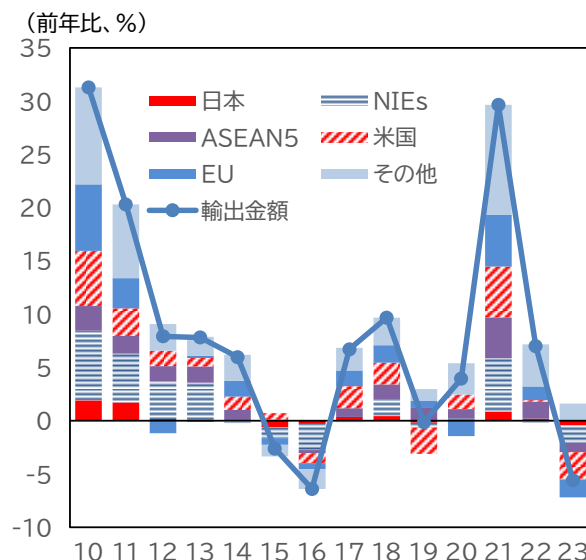
(資料)米国センサス局

図表 2 米国輸入の中国シェア(中国依存度)



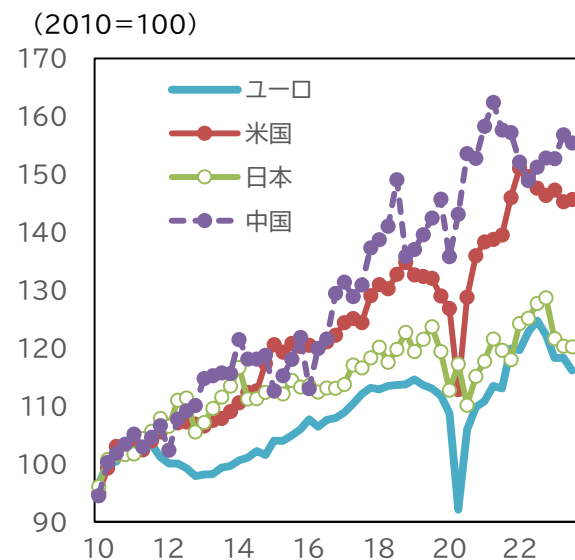
(資料)米国センサス局

図表 3 中国輸出金額の仕向地別内訳



(資料)中国海関総署

図表 4 主要国の実質輸入

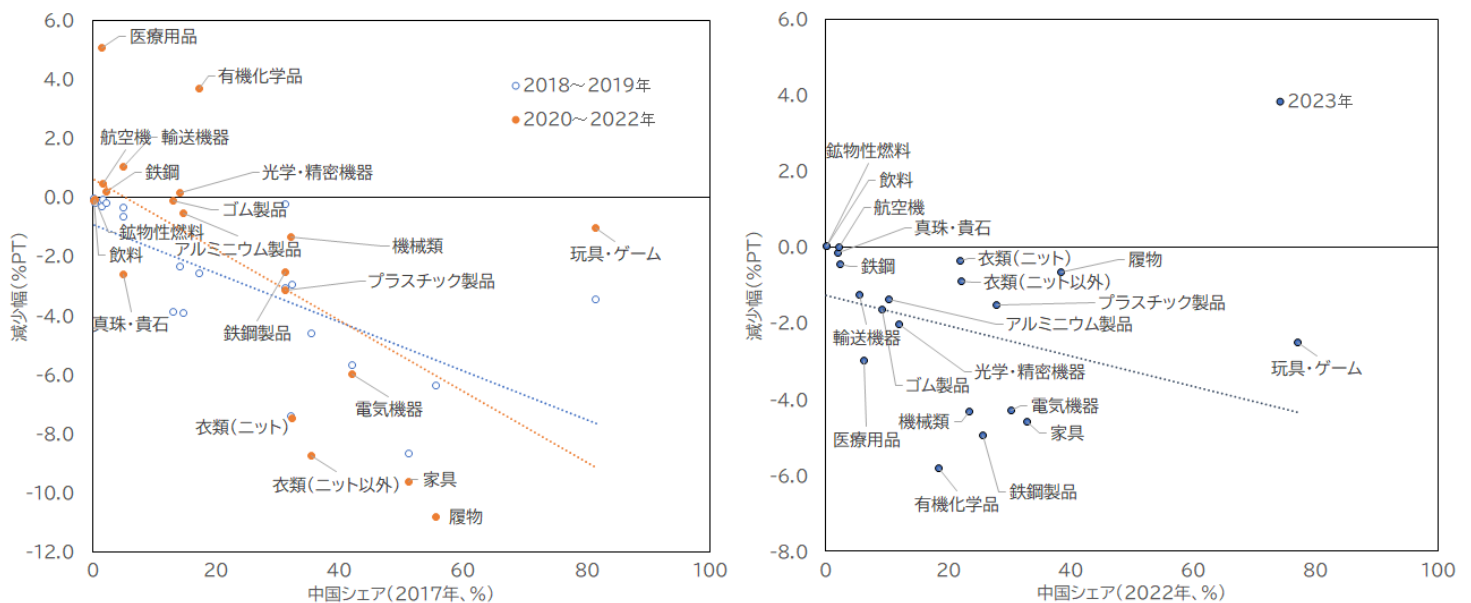


(資料)オランダ統計局

(2) 米国輸入におけるフレンドショアリング、ニアショアリングの動きが強まる

中国の対米輸出について、HS2 桁分類の品目別に中国シェア上位 20 品目のシェア変化をみると、2018 年以降は、元々米国の輸入における中国シェアが大きい品目ほど中国のシェアが低下する傾向にある(図表 5)。2020～2022 年には医療用品、有機化学品、輸送機器などでコロナ特需や先進国の生産停滞の影響から中国シェアの上昇がみられたが、2023 年には 20 品目すべてで横ばいないし低下した。また、2023 年には中国シェアが高いほどシェアが低下するという関係がやや弱まり、幅広く米国輸入における中国依存度が低下している。

図表5 米国輸入の中国シェア変化



(注)2023年は1～9月の前年同期変化率。品目選択で使用した中国シェアは2019年ベース。

(資料)米国センサス局

さらに、HS2 桁分類品目別、及び国別に米国輸入の変化率をヒートマップ化したのが次頁図表 6・7 である。赤が濃いほどプラス幅が大きく、青が濃いほどマイナス幅が大きいことを示す。小規模輸入の場合の変化率の大幅な振れを除くため、国別の対象は米国の輸入総額に占めるシェアが 0.5%以上、品目は品目別の米国輸入総額に占めるシェア 1%以上に限定した(対象国かつ対象外品目は空白マス)。紙幅の関係で食料品など HS01～24 までを非表示としているが、右の増加品目、減少品目では HS2 桁分類全て含めてカウントしている。

まず、2017～2022 年の変化をみると(次頁図表 6)、中国の減少品目が 57 と他国比圧倒的に減少が集中する一方で、カナダ、メキシコ、フランス、ドイツ、イタリアなどからは、幅広い品目で輸入増となっており、フレンドショアリング、ニアショアリングの動きが進んでいる。次に 2023 年の前年同期比に限ってみると(次頁図表 7)、中国の減少品目は 79 に拡大したほか、中国以外でも多くの国・品目に減少が広がっていた。他方、カナダ、メキシコ、その他欧州主要国では増加した品目が多い。米国の輸入全般が弱含む中でも、フレンドショアリング、ニアショアリングが進んでいることが確認できる。

図表6 米国の品目別・国別輸入金額の変化(2017~2022年)

[illegible]

図表7 米国の品目別・国別輸入金額の変化(2023年)

[illegible]

(注)図表 6・7 とも2023年米国輸入総額に占めるシェア 0.5%以上の国対象。空白マスは各品目に占めるシェア 1%未満の国。

(資料)米国センサス局

図表8 米国の品目別・国別輸入シェアの変化(2017~2022年)

[illegible]

図表9 米国の品目別・国別輸入シェアの変化(2023年)

[illegible]

(注)図表8・9とも2023年米国輸入総額に占めるシェア 0.5%以上の国対象。

(資料)米国センサス局

また、米国輸入の品目別・国別の金額変化率と同様に、シェア変化のヒートマップを作成した（前頁図表 8・9）。対象は図表 6・7 と同じく品目別の米輸入総額に占めるシェア 0.5%以上の国、かつ中国のシェアが 10%以上となる品目順に左から並べている。シェア変化でみても中国が多く

の品目で減少する構図は変わらないが、他国との方向感（青・赤）の違いがより鮮明となっている。

2017～2022 年に中国に代わりシェアを高めたのは、品目計のシェア拡大幅が大きい順にメキシコ、ベトナムである（前頁図表 8）。トルコ、インドは品目計のシェアの伸びは小さいものの、シェアが拡大した品目数はメキシコ、ベトナムに匹敵する。すなわち、シェア変化でみると、輸入金額の変化に比べて新興国の拡大が目立つ。中国シェア 10%以上の具体的品目名とそれぞれのシェア変化は図表 10 の通り。概ね新興国がシェアを拡大させやすい軽工業品が多いことが確認できる。

しかし、2023 年の前年同期比シェア変化では（前頁図表 9）、ベトナムの伸びが埋没する一方、メキシコ、ドイツ、カナダなどで広く拡大しており、フレンドショアリング、ニアショアリングの動きがより鮮明となっている。

図表10 米国輸入 中国シェア上位品目(HS2桁、2017年時点で10%以上)

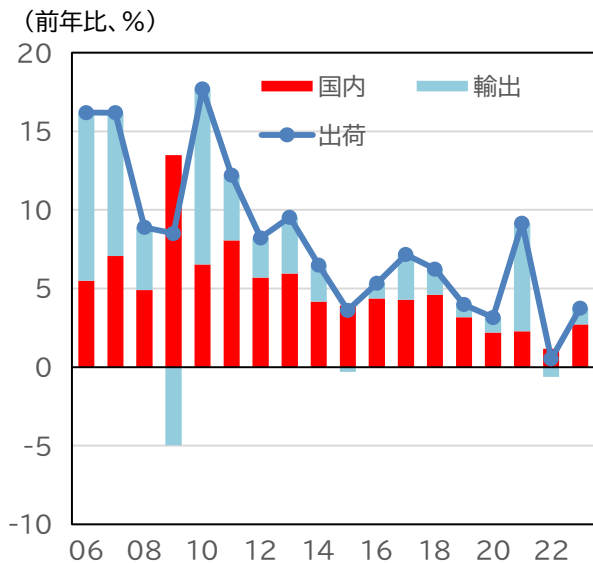
中国シェア				品目名		中国シェア				品目名	
17年	23年	変化				17年	23年	変化			
1	93%	91%	-2%	66	傘、杖、乗馬用鞍等及びその部分品	31	27%	8%	-19%	55	人造短繊維及びその織物
2	81%	75%	-6%	95	玩具、ゲーム・スポーツ用具及びその部分品・付属品	32	26%	10%	-16%	43	毛皮・人工毛皮及びその製品
3	75%	74%	-1%	67	羽毛、ダウン等の調製品、造花、人髪製品	33	25%	6%	-19%	52	綿、含む糸及び織物
4	64%	39%	-25%	65	帽子及びその部分品	34	25%	12%	-12%	54	人造長繊維、その糸及び織物
5	59%	30%	-29%	46	わら、エスパルト等の製品；籠・枝状細工品	35	24%	10%	-14%	68	石、石膏、セメント、石綿、雲母等の製品
6	58%	23%	-35%	42	革製品；鞍具等；ハンドバッグ等；腸製品	36	22%	12%	-10%	57	カーペット及びその他の織物製床材
7	56%	38%	-18%	64	靴、ゲートル等及びその部分品	37	21%	14%	-6%	48	紙及び紙製品
8	54%	50%	-4%	63	織物製品、刺繍セット；中古織物製品	38	20%	12%	-9%	59	浸漬等された織物、工業用織物製品
9	51%	28%	-23%	94	家具、寝具、マットレス、照明器具、プレハブ	39	20%	9%	-11%	44	木及び木製品；木炭
10	50%	39%	-11%	49	書籍・新聞・その他印刷物、手書きのもの	40	17%	7%	-10%	53	その他の植物性繊維及びその紙糸・織物
11	50%	52%	3%	96	雑品	41	17%	18%	1%	81	その他の卑金属サマーメット及びこれらの製品
12	45%	23%	-22%	60	ニットまたはクロシエ織物	42	17%	13%	-4%	29	有機化学品
13	42%	33%	-10%	83	各種の卑金属製品	43	16%	6%	-10%	91	時計及びその部分品
14	42%	40%	-1%	36	火薬、花火、マッチ、発火性合金等	44	16%	18%	2%	13	ラック・ガム・樹脂その他の植物性液汁・エキス
15	41%	33%	-8%	92	楽器・部分品及び付属品	45	15%	9%	-6%	76	アルミニウム及びその製品
16	41%	28%	-13%	58	特殊織物、タフテッド織物、レース、タペストリー等	46	15%	6%	-9%	20	野菜、果物、ナッツまたはその他の植物部分の調製品
17	40%	26%	-14%	85	電気機械等、音響機器、テレビ機器及びそれらの部分品・付属品	47	15%	10%	-5%	35	タンバク質物質、変性澱粉、接着剤、酵素
18	40%	12%	-28%	05	その他の動物性製品	48	14%	4%	-10%	16	肉、魚、甲殻類等、水中無脊椎動物の調製品
19	39%	27%	-12%	70	ガラス及びその製品	49	14%	10%	-4%	90	光学、写真等、医療または外科用器具等
20	38%	28%	-10%	69	セラミック製品	50	14%	11%	-3%	34	石鹸等、ワックス・ポリッシュ等、ろうそく、歯科用製剤
21	37%	28%	-9%	82	卑金属製の工具、刃物等及びその部分品	51	13%	6%	-8%	32	なめし・染料抽出物等、染料、塗料、パテ等、インク
22	36%	21%	-14%	62	織物製の衣類及び付属品、ニット等以外	52	13%	7%	-5%	40	ゴム及びその製品
23	35%	33%	-1%	86	鉄道または路面電車用車両等、交通信号装置	53	12%	9%	-4%	28	無機化学品、貴金属、レアアース、放射性化合物
24	32%	19%	-13%	84	原子炉、ボイラー、機械等並びにそれらの部分品	54	12%	7%	-5%	25	塩、硫酸、土石、石灰・セメント、プラスチック
25	32%	22%	-10%	61	ニットまたはクロシエ織物製の衣類及び付属品	55	11%	6%	-5%	03	魚、甲殻類、水生無脊椎動物
26	32%	21%	-11%	73	鉄鋼製品	56	11%	5%	-6%	33	精油等、香水、化粧品類
27	31%	26%	-5%	39	プラスチック及びその製品	57	10%	4%	-6%	45	コルク及びその製品
28	29%	19%	-10%	56	フッティング、フェルト等、特殊糸・ひも、ロープ等	58	10%	5%	-5%	12	油種等、雑穀、種子、果実、植物等
29	28%	12%	-16%	14	植物性の織物材料及びその他の植物性製品	59	10%	4%	-6%	23	食品工業の残渣・廃棄物、調製飼料
30	27%	21%	-7%	50	絹及び絹織物						

(資料)米国センサス局

3. 中国経済への影響～輸出の景気下支えは弱まるも、製造業の高度化は進展

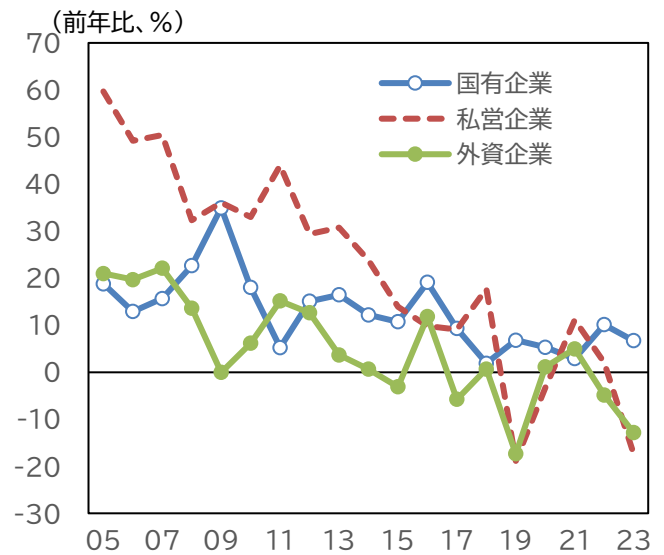
中国の対米輸出シェアが縮小した結果、中国の成長率に対する輸出の下支え効果は弱まっている。中国の実質ベースの出荷内訳を試算すると、2019 年以降はコロナ特需の時期を除いて輸出向け出荷の伸びが縮小しており、国内需要の低調を補うことが出来なくなっている（次頁図表 11）。また、中国政府が国家安全保障を優先する方針の下、外資企業にとって中国での事業環境の不透明感が高まっており、中国の直接投資受入れ（ネット）は足元で減少を記録した。在中国米国商工会議所の調査では、2022 年に中国での新規投資を計画する米企業割合が半数以下と、2021 年に比べて 2 割程度減少した。実際、外資企業の固定資産投資は悪化傾向が続いている（次頁図表 12）。

図表 11 中国 出荷内訳(試算)



(注)2011年基準。2023年は1～9月の前年同期比。
(資料)中国国家统计局、中国海関総署

図表 12 中国 企業形態別固定資産投資

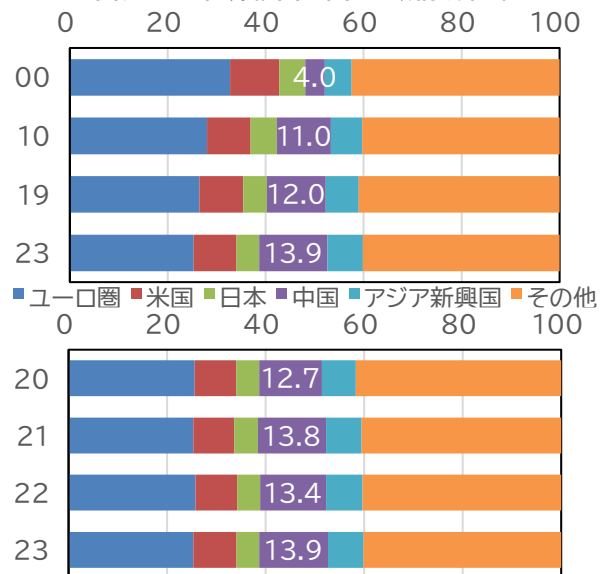


(注)2023年は1～10月の前年同期比。
(資料)中国国家统计局

一方で、世界の輸出における中国の比率は、2023 年も緩やかな拡大を維持している(図表 13)。ユーロ圏、米国、日本のシェアが低下し、中国のシェアが拡大する構図は、中国が 2001 年に WTO に加盟して以降変わらない。中国の輸出先は欧米、日本から、ASEAN、その他新興国にシフトが進んでいる(図表 14)。

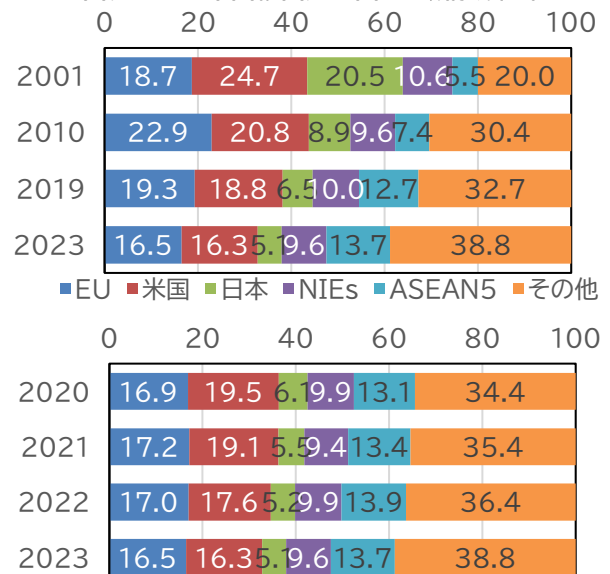
世界の生産における中国のシェアも、2023 年まで着実に高まっている(次頁図表 15)。その間、中国内の製造業生産の業種別構成は、軽工業や鉄鋼の比率が低下し、輸送機械、通信・電子比率が上昇した。詳細な業種構成は不明だが、EV や半導体関連を含む比較的高度な業種の比率が高まっていることが窺われる。

図表 13 世界輸出の国・地域構成(%)

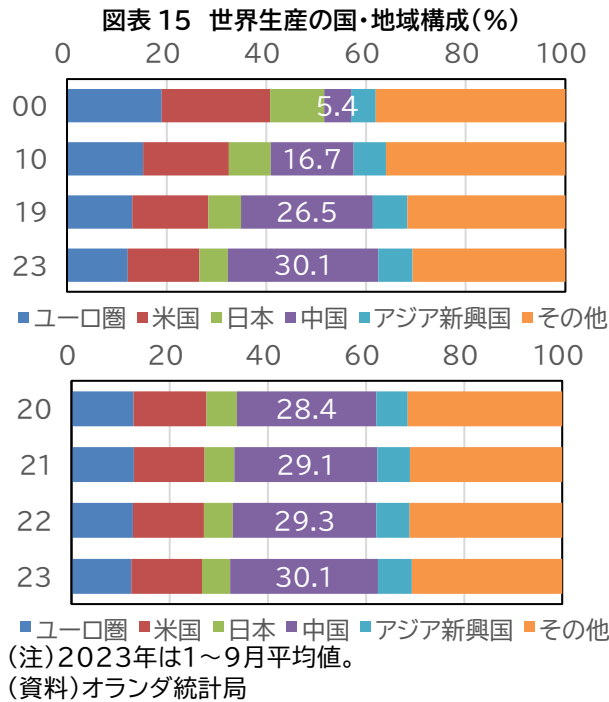


(注)2023年は1～9月平均値。
(資料)オランダ統計局

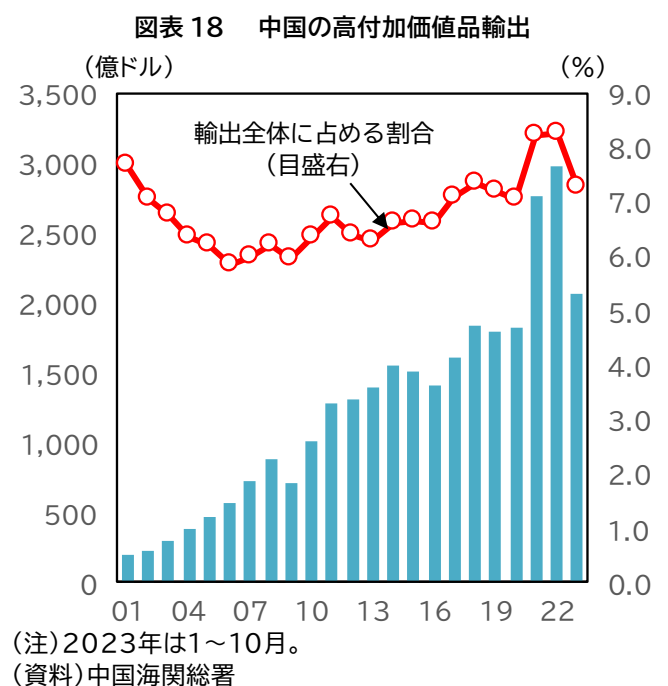
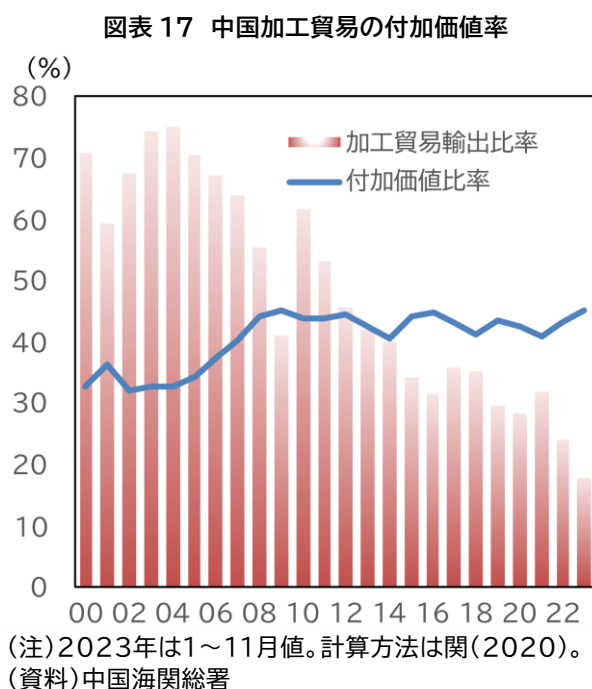
図表 14 中国輸出先の国・地域構成(%)



(注)2023年は1～10月。
(資料)中国海関総署



中国の輸出についても、二つの方法で高度化を確認する。一つは加工貿易における付加価値率で、2008 年までは顕著に上昇したものの、それ以降横ばいで推移している(図表 17)。もう一つの方法として、簡易的に米国の輸入における先進国比率が70%以上の品目を高付加価値品と仮定して、中国の輸出における割合を計算した(図表 18)。この高付加価値品比率は、加工貿易の付加価値比率が頭打ちとなった後に徐々に高まっており、中国の貿易が加工貿易型から移り変わるにつれ、緩やかに高度化が進んだと解釈できる。但し、2018 年の米中摩擦激化後はコロナ特需期を除き横ばいで足踏み状態となっている。先の生産高度化の動きと合わせると、現状は制裁等の影響などから、高付加価値品の供給は国内向けがメインとなっていると考えられる。



4. おわりに

以上みてきたように、米国のフレンドショアリング、ニアショアリングの動きは足元でより強まる方向にあり、こうした動きが続く限り、デリスキングにとどまらず、米中のデカップリングが進むことはほぼ確実である。今のところ、中国の製造業は高度化進展が窺われるが、輸出の高付加価値品比率は貿易摩擦激化後に足踏みしている。米中デカップリングや、米国の先端半導体関連の対中規制強化の影響により、中国製造業の高度化が阻害されるか否かの見極めは、今後のデータ蓄積を待つ必要があるが、着目するポイントは 3 つ挙げられる。

第一に、言うまでもなく米国の対中規制が、今後輸出管理、投資においてどの程度強化されるかにかかっている。米大統領選で仮に政権交代が生じたとしても、対中姿勢が軟化する可能性は低い。

第二に、米国企業の対応が注目される。最近では中国事業の現地化に加えて、サイロ化(独立化)を進める動きが広がりつつある²。グローバルサプライチェーンから中国向けのサプライチェーンを切り離すことは、中国事業を維持しつつサプライチェーン全体のリスクを低下させるメリットがある。中国経済にとっては、双循環(内需と国際の二つの循環を促進させる)政策に合致し、外需を取り入れながら成長を維持することが可能となる。一方で、米国企業にとっては新たな負担と、結局のところ中国依存度が高まることが懸念材料である。

第三に、中国の技術ポテンシャルについて。中国の特許件数は 2021 年に米国を抜き世界トップとなり、それを支える人材育成も世界トップ級の大学が支える。しかし、大学、大学院定員の拡充による量的成長が先行し、質の向上が追い付いていないほか、農村出身者などに著しい教育アクセスの不平等が存在するとの評価がある(USCC2023)。不平等是正の目的の下 2021 年に実施された学習塾禁止措置は民間雇用を失わせるなど問題が多いが、不平等を是正し少子化の中で教育の質向上を図っていけるのか、やや長い目で見て重要な論点となろう。

(調査部 チーフエコノミスト 大和 香織)

<参考文献>

US-China Economic and Security Review Commission (USCC) 2023, *Annual Report to Congress*
関志雄 2020, 「中国の新たな発展戦略となる「双循環」―「国内循環」と「国際循環」の相互促進を目指して―」(RIETI 中国経済新論: 実事求是)

大和香織 2023, 「米中貿易摩擦の経済的影響と今後の展望」(第 77 回 ESRI 政策フォーラム「中国経済のリスクと展望」報告資料)

https://www.esri.cao.go.jp/jp/esri/workshop/forum/231206/pdf/231206_siryo04.pdf

² ウォールストリートジャーナル 2023 年 6 月 29 日「中国事業の「サイロ化」中国リスク回避の新戦略」、USCC(2023)など参照。

移民社会化する日本をどう考えるか

<要旨>

生産年齢人口の減少を背景に人材不足が深刻化するなか、移民の受け入れは、経済のみならず社会の安定性確保の観点からも、わが国では喫緊の課題となっている。もっとも、統計から実態をみると、日本においても「移民社会化」はすでに相当程度進行している。つまり、移民を受け入れるかどうかはもはや問題ではなく、どのように、どのくらい、どこから受け入れるのかを決定しなければならない局面に立っているというのが日本の現実である。むろん人材不足は日本だけの問題ではなく、世界は目下、有能な移民を求め、人材獲得競争を繰り広げている。

移民を惹きつける条件は、経済力、移民政策の戦略性、ソフト・パワーの3点に集約できる。なかでも長期的視座に立った戦略的な移民政策の策定が肝要であるが、その際、移民を経済・社会の発展に資する積極果敢なリスク・テイクとみる視点を欠いてはならない。

生産年齢人口の減少を背景に人材不足が深刻化するなか、移民の受け入れは、経済のみならず社会の安定性確保の観点からも、わが国では喫緊の課題となっている。しかし、人材不足は日本だけではなく、先進国共通の課題である。有能な移民を求め、世界は目下、人材獲得競争を繰り広げている、といっても過言ではない¹。

外国人材の受け入れ拡大に向け、日本政府も近年になってようやく政策転換に踏み切ったが、国内外の統計から実態をみると、日本においても「移民社会化」はすでに相当程度進行している。

本稿では、まず移民をめぐる概念やその要因にふれたうえで、OECD 統計を用いて先進諸国との比較の観点から日本の現状を確認し、続いて国内統計から日本における移民の推移や構成を概観する。そして、最後に、わが国における移民のあり方について見解を示す。

1. 世界の移民動向と日本

(1) 「移民」とは誰か

「外国人」が各国の国籍法において外国籍をもつ人と定義づけられるのに対し、「移民」は確立された概念ではない。国際移住機関(IOM)によると、移民は、一国内か国境を越えるかにかかわらず、一時的か恒久的かにかかわらず、理由にかかわらず、また、合法・非合法にかかわらず、本来の住居地を離れて移動する人という一般的な理解に基づく総称を指す。国連によれば、一般的には1年以上にわたり自国以外の国で生活している人のことをいう。経済協力開発機構(OECD)は、「移住」について、特定の国を出入りする人々のすべての移動を指すものとし、出生地や国籍などに基づいて定義し区分している。以上のとおり、「移民」の定義はさまざまであり、なかには国内移民を含ませる場合もあるが、本稿では、単に移民というとき、専ら国際移民を指すものとする。

¹ パラグ・カンナ『移動力と接続性 文明 3.0 の地政学(上)』原書房、2022 年、56～107 頁。

(2) 国際移民の要因

送り出し国側からみた国際移民の主な要因としては、経済、政治、教育、環境が挙げられる²。

経済要因は、国家間の経済的不均衡を原因とするもので、非先進国から先進国への労働移転というかたちで、所得の向上を目的として行われることが多い。とはいえ、それに限らず、たとえば、企業による職員の海外派遣などのように、先進国間や先進国から非先進国への移動はごく一般的に行われている。

政治要因は、戦争やクーデタ、あるいは政治的信条や宗教、エスニシティ等を理由とした迫害など、政治的危機から逃れることを目的とするものである。難民や亡命というかたちで、通常、移民は非先進国から先進国、もしくは非先進国から非先進国へと向かう。

教育要因は、端的には留学であり、その主な動機は、自国よりも高水準の教育を受けることにあ
る。留学生のなかには教育期間が終わっても母国に戻らず、そのまま留学先の国にとどまったり、
あるいは経済機会などを求めて第三国に移動したりするケースも少なくない。これは、留学生の送
り出し国側からすれば「頭脳流出」を意味する。

環境要因は、砂漠化などにより居住が不可能あるいは困難になることを原因とするものである。
経済、政治、教育に比べると、環境を要因とする移民はこれまでのところ相対的に少ないものの、
今後は、気候温暖化に伴う海面上昇などを原因とする移民が増加する可能性がある。

もともと、移民の動機は、単一の要因によるとは限らず、政治と経済、経済と教育の組み合わせ
など複合的なものであることが少なくない。

(3) 統計からみた移民の国際比較

以下では、国際比較可能な OECD の統計「国際移民データベース」(International Migration Database)から、主要先進国における移民の現状を概観する。

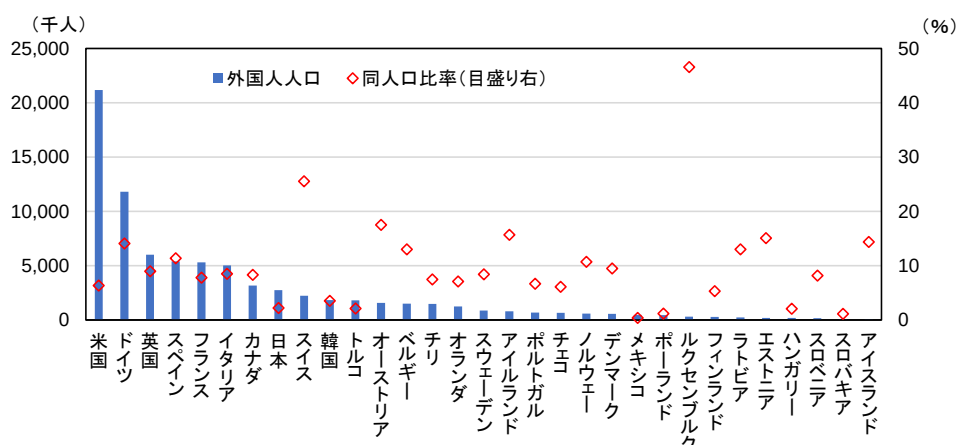
まずストック面をみると、OECD 加盟国のうち「外国人人口」(foreign population by nationality。原則として 2022 年。なお、主要国のうちオーストラリアについてはデータなし)が最も多いのは、米国の約 2,100 万人で、他国を圧倒している。米国に続くのはドイツの約 1,100 万人で、以下、500 万人を超える国としては英国、スペイン、フランス、イタリアがあり、300 万人を超える国としてはカナダがある。日本の外国人人口は約 280 万人を数え、カナダに次ぐ。つまり、絶対数でいえば、日本の外国人人口は OECD 加盟国のなかでも上位に位置している(次頁図表 1)。

ただし、人口あたりの外国人人口をみると、日本は 2022 年時点で 2.2%と低い。この比率は韓国の 3.5%を下回り、OECD 加盟国のなかでは下位にとどまる。

なお、日本のデータはないが、「外国生まれ人口」(foreign-born population by country of birth。原則として 2022 年)を OECD 加盟国別にみると、米国が約 4,700 万人と突出して多く、これに約 1,400 万人のドイツ、約 1,000 万人の英国が続き、以下、フランス、オーストラリア、カナダ、スペイン、イタリアで 600 万人を超える。外国生まれが総人口の 20%を上回る国としては、ルクセンブルク、スイス、オーストラリア、カナダが挙げられる(次頁図表 2)。

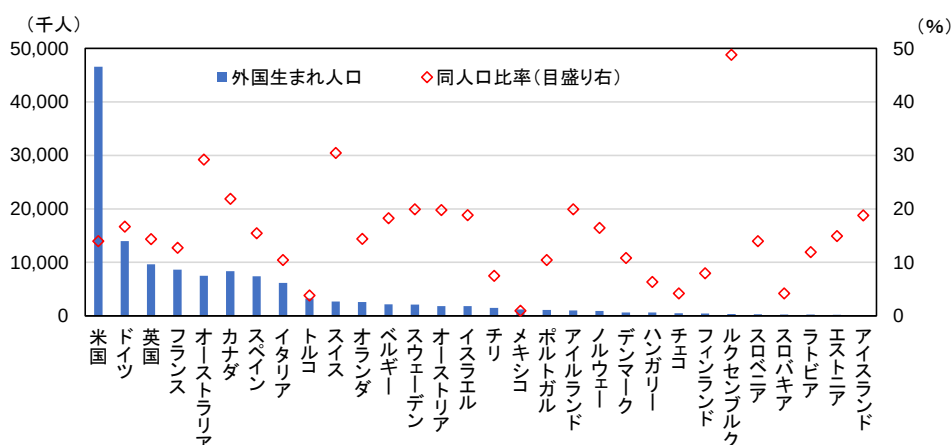
²カトリーヌ・ヴィトール・ヴァンタン『新版 地図とデータで見る移民の世界ハンドブック』原書房、2022 年、14～21 頁。

図表 1 OECD 加盟国別外国人人口および同人口比率（国籍基準）



(注) 米国、英国、カナダは 2021 年、メキシコは 2020 年、その他は 2022 年
(資料) OECD

図表 2 OECD 加盟国別外国生まれ人口および同人口比率



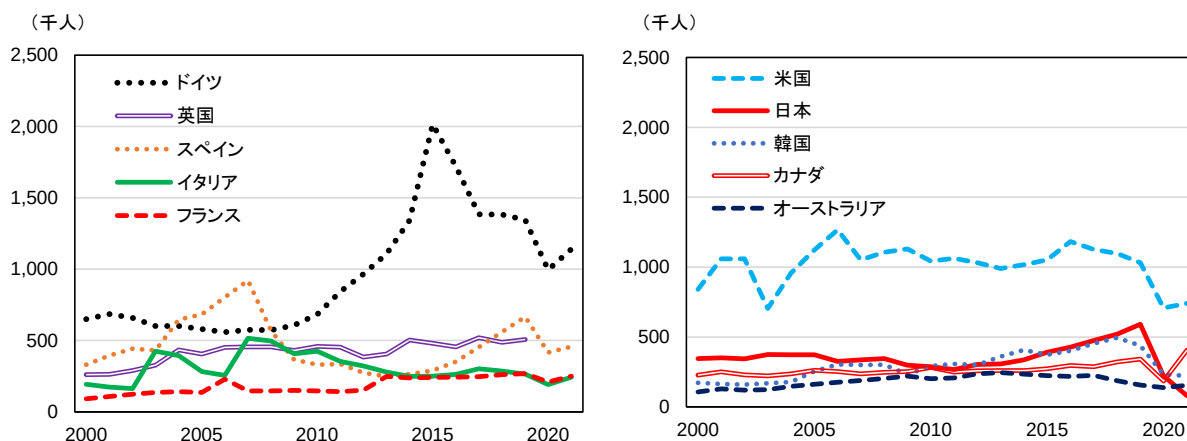
(注) 英国、オーストラリア、カナダ、ポルトガルは 2021 年、メキシコは 2020 年、その他は 2022 年
(資料) OECD

次いでフロー面を 2010 年代(2010～19 年)における年平均外国人流入者数(観光やビジネス目的の短期入国者を除く)からみると、OECD 加盟国のうちドイツ(128 万)と米国(106 万)の 2 か国で 100 万人を、英国(47 万)、日本(39 万)、韓国(38 万)、スペイン(38 万)、イタリア(30 万)、カナダ(28 万)、フランス(22 万)、オーストラリア(21 万)で 20 万人を超えていた(次頁図表 3)。

以上の数字が示すとおり、コロナ禍以前の 10 年間に於いて、日本の外国人流入数は OECD 加盟国内でみると英国に続く第 4 位に位置しており、つまり、フロー・ベースでいえば日本はすでに移民受け入れ大国の 1 つになっていたのである。

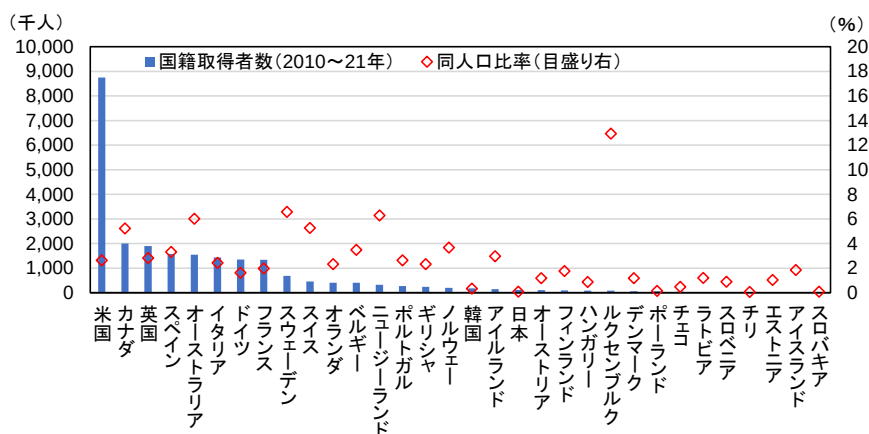
2020 年代以降の動きをみると、2020 年はコロナ禍により各国とも軒並み外国人流入数は急減したが、2021 年は入国管理政策の違いを反映して国毎にバラツキがみられ、増加に転じた国も少なかった。日本の流入数をみると、入国制限が長引いたことに起因して 2021 年は 8 万人にとどまり、22 万人だった 2020 年を下回った。しかし、出入国在留管理庁の 2023 年 3 月 24 日付報道発表資料に基づき 2022 年値を算出すると 56 万人で、コロナ禍前の水準に回復している。

図表 3 OECD 主要加盟国別外国人流入者数（国籍基準）



(資料) OECD

図表 4 OECD 加盟国別国籍取得者数（2010～21 年の累計）



(注) 人口比率の分母は 2021 年時点における総人口

(資料) OECD

一方、国籍取得（帰化）者数を国別に比較すると、日本はきわめて少なく、人口あたりでも加盟国中最低レベルである。2010 年から 21 年の間の累計国籍取得者数が最も多いのは米国の 874 万人で、次いでカナダの 200 万人、以下、英国、スペイン、オーストラリア、イタリア、ドイツ、フランスで 100 万人を超えている。これらに対し、日本は 11.6 万人にとどまり、人口が日本の半分に満たない韓国の 17.5 万人をも下回る（図表 4）。

以上の数値が物語るとおり、日本国籍の取得は、世界的にみて甚だ困難というのが現状である。それは、日本政府が国籍の付与を厳格な血統主義の原則にしたがって行っていることに起因している。血統主義に基づく国籍付与は日本に限ったことではなく、ヨーロッパの先進国でもみられるが、血統主義を原則としつつも、実際には出生地主義との組み合わせでルールを運用しており、また、移民が一定期間合法的に居住した場合、当該国の国籍取得を認める「居住地主義」の採用が一般的となっている³。

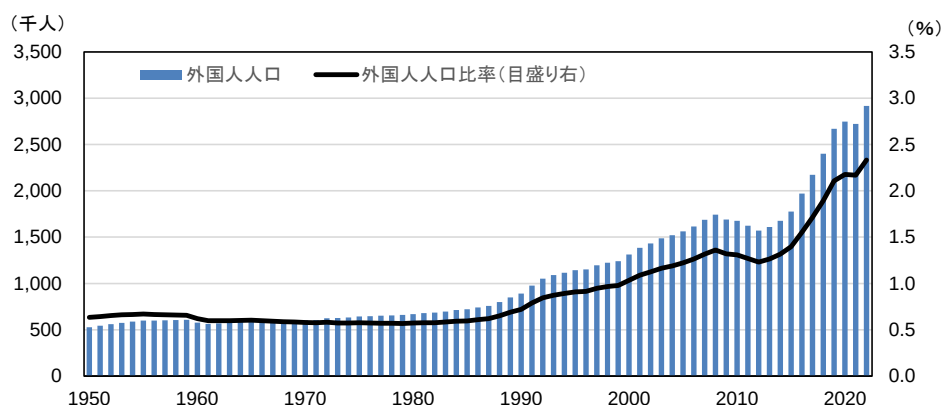
³ カリド・コーザー『移民をどう考えるか』勁草書房、2021 年、26～29 頁、およびヴァンタン・前掲、67 頁。なお、ドイツでも 2000 年の移民法改正により血統主義から出生地主義への転換がなされた。ただし、同時に、国籍取得にはドイツ語習得などの条件が課されることになった。

2. 日本における移民

日本の人口増減がマイナスに転じたのは 2010 年のことであるが、自然増減(出生数と死亡数の差)がマイナスになったのは、人口増減がマイナスに転じたよりも 5 年も早い 2005 年のことであった。一国の人口増減は、出生、死亡、移民という 3 要素によって決定される。日本は 1988 年以降一貫して移民の純流入国であり、移民の増加が出生数の減少と死亡数の増加を一定程度カバーしてきたことが上述の理由である。

以下では、国内統計からわが国における移民の推移や現状をみていく。

図表 5 外国人人口および外国人人口比率



(資料) 統計局

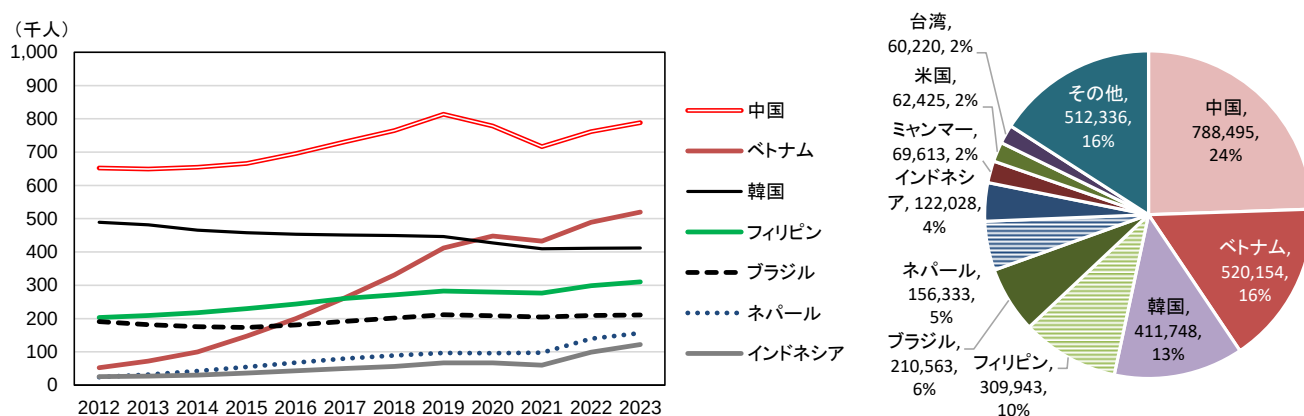
日本において外国人人口が増加し始めたのは 1980 年代末のことであり、それ以前は人口比にして 0.6%前後で安定的に推移していた。しかし、1980 年代末を境に外国人人口は増加傾向に転じ、以来、2008 年の世界金融危機後の不況や、2011 年の東日本大震災などに伴う一時的な減少を除けば、拡大の一途にある。統計局の人口統計に基づく外国人人口(総人口から日本人人口を差し引いて算出。前述の OECD 統計および後述の出入国在留管理庁統計とは異なる)は、1990 年には 89 万人に過ぎなかったが、1992 年に 100 万人、2017 年には 200 万人を突破し、2022 年時点では 292 万人を数える。この間、総人口に占める外国人の比率は、2000 年に 1%、2019 年に 2%を超え、2022 年には 2.3%に達している(図表 5)。

日本における外国人人口増加の要因として、宮島喬(2022 年)は、①日本の産業構造と人口構造の変化が引き起こした労働力不足、②国際的経済環境の変化、特に南(発展途上諸国)と北(先進諸国)の経済格差の拡大、③中小資本や第一次産業の労働者確保のための労働力導入政策の要請、④補充人口の受け入れを必然化する少子高齢化と生産年齢人口の減少、の 4 点を挙げる⁴。また、以上と密に関わるが、外国人人口の増加に影響を与えた制度上の重要な契機としては、1989 年における改正入管法の成立や 1993 年における「外国人技能実習制度」(後述)の開始が挙げられる。新制度の下で流入した移民は、当初、ブラジルなど南米の日系人が中心だったが、その後、中国人やフィリピン人、さらに近年ではベトナム人へと広がっていった。

⁴ 宮島喬『「移民国家」としての日本 ー共生への展望』岩波書店、2022 年、i～ii 頁。

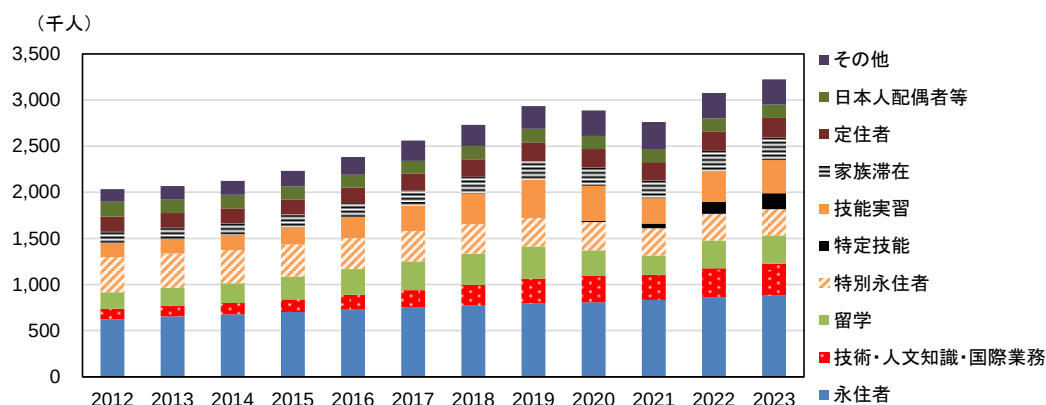
出入国在留管理庁の「在留外国人統計」によれば、2022 年、在留外国人数は史上初めて 300 万人を超え、直近 2023 年 6 月末時点では 322 万人を数える。その大半はアジア出身者で構成され、国籍・地域別上位 10 か国をみると、8 か国はアジア諸国に占められる（中国、ベトナム、韓国、フィリピン、ネパール、インドネシア、ミャンマー、台湾）。うち中国人は 79 万人で全体の 25%、ベトナム人は 52 万人で同 16%、韓国人は 41 万人で同 13%を占め、この 3 か国だけで過半におよぶ。過去 10 年間の増加幅が最も大きいのはベトナム人であり、2012 年末から 23 年 6 月末の間に 47 万人増加した（図表 6）。

図表 6 国籍・地域別外国人人口の推移(左)および 2023 年 6 月末時点の人数・構成比(右)



(注) 2023 年は 6 月末値
(資料) 出入国在留管理庁

図表 7 在留資格(在留目的)別外国人人口の推移

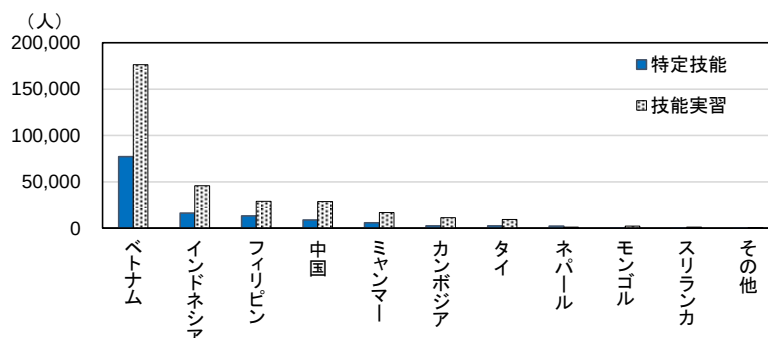


(注) 2023 年は 6 月末値
(資料) 出入国在留管理庁

在留資格(在留目的)別に外国人人口構成比をみると、割合が最も大きいのは「永住者」であるが、近年は「技能実習制度」や「特定技能制度」に基づく在留外国人が増えている(図表 7)。うち 1993 年に導入された技能実習制度は、外国人の技能実習生が日本において企業や個人事業主等の実習実施者と雇用関係を結び、出身国において習得が困難な技能等の習得・習熟・熟達を図る制度である(公益財団法人国際人材協力機構(JITCO))。一方、特定技能制度は、2018 年に成立した改正出入国管理法によって創設された在留資格制度で(受け入れ開始は 2019 年

4 月)、国内人材を確保することが困難状況にある産業分野において、一定の専門性・技能を有する外国人を受け入れることを目的とする(JITCO)。単純労働者も対象となる点で特定技能制度は技能実習制度とは異なるとはいえ、国内の人手不足を補うために海外から低廉な労働力を導入する制度である点で両者に大差はない。

図表 8 技能実習および特定技能を在留資格とする国籍別外国人数(上位 10 か国) (2022 年末時点)



(資料) 出入国在留管理庁

技能実習制度および特定技能制度の下で在留する外国人の数を国籍別にみると、ベトナムが突出して多い。近年わが国でベトナム人が急増しているのは、両制度に基づく来日が増えていることが理由である。2022 年末時点で特定技能制度による在留者数は 13.1 万人であるが、このうち過半の 7.7 万人はベトナム出身者に占められ、同様に技能実習制度による在留者 32.5 万人のうち過半の 17.6 万人は同国出身者である。以下、インドネシア、フィリピン、中国、ミャンマーと続くが、ベトナムとの間では大きな乖離がある(図表 8)。

3. 移民をどのように受け入れるか

人口の維持に必要とされる 2.1 という合計特殊出生率をこの先回復することはほぼ期待できず、したがって人口減少を緩和するためには、自然増ではなく社会増、すなわち移民の流入に頼るほかに選択肢はない、というのが、日本に突き付けられた現実である⁵。とりわけ生産年齢人口の減少は周知のとおりすでに深刻な人手不足をもたらしている。移民を受け入れるかどうかはもはや問題ではない。移民をどのように、どのくらい、どこから受け入れるのかを決定しなければならない局面に、日本は今立たされているのである。

一方、「人材の確保」を目的とした外国人の誘致をめぐることは、経済成長率の低さ、先進国では最低クラスの賃金水準、加えて「日本語の壁」を理由として、日本は移民先として外国人に選ばれ国になることはもはや期待できない、とする悲観論がメディア等では散見される。

しかし、移民を惹きつける力のうち、経済は重要な要素ではあるものの、同時に一要素に過ぎない。移民先の選定には、経済だけではなく、文化や言語、慣習、宗教、教育、治安、医療・衛生、法秩序、政治、国土、気候、地理的・歴史的近接性など多様な要素が左右する。また、個人の自

⁵ 人口減少を緩和する手段としての移民政策に関しては、コーザー・前掲、120～122 頁参照。

己実現や家族の呼び寄せといったことも動機として見過ごすことはできない⁶。

加えていうと、仮に移民の動機を経済的要素に限定したとしても、世界を見渡せば、大部分の国は平均してみると日本よりもはるかに低所得であるというのが統計的事実であり、途上国のなかには膨大な余剰労働力を抱えている国が少なくない。たとえば、顕著な成長が喧伝されているインドでも、25 歳未満人口の半分弱は無職であるとするデータがある⁷。

「日本語の壁」、すなわち言語面のハードルについては、日本各地でさまざまな業務に従事している外国人従業員の日本語による接客レベルが、日本人従業員に比べ総じて遜色ない、という事実には照らせばわかるように、過度に強調すべきではない。仮に文法や語彙で多少の間違いがあつたとしても、その点は、むしろネイティブ日本語話者の寛容性が問われるところである。加えていえば、そもそもネイティブの日本語話者自身が常に完璧な日本語を操っているというわけではない。

中長期の就労目的で来日した外国人およびその家族に対しては、日本政府の責任の下、日本語教育を義務付けることで、日本語の壁を引き下げることも重要である。他国の例をみると、たとえば、ドイツやフランスでは、中長期滞在を予定する新規入国外国人にそれぞれドイツ語とフランス語の習得を義務付け、数百時間分の受講を保障している⁸。

冒頭に述べたとおり、有能な移民を求め、世界は目下、人材獲得競争を繰り広げている。そうしたなか、移民は魅力のある国に向かい、魅力のない国からは出ていく。

移民を惹きつける条件は、経済力、移民政策の戦略性、ソフト・パワーの 3 点に集約できる。

このうち 1 点目の経済力は明らかである。移民は一般により高い所得を求めて相対的に貧しい国から相対的に豊かな国に向かう。しかし、前述のとおり、経済的要素は移民をもたらす最大の条件でなければ、絶対的な条件でもない。

2 点目の移民政策の戦略性については、カナダの移民政策が参考になる。カナダが採用している移民政策は、成長に必要な人材を戦略的に選択するという仕組みであり、具体的には、学歴や専門技能、言語能力などで加点するポイント制や、点数の高い永住権申請者を優先する「エクスプレス・エントリー」などが代表例である⁹。必ずしも同国のやり方を模倣する必要はないが、新しい移民政策には、日本社会に対し長期にわたって寄与する可能性の高い、一定の専門能力をもつ労働者ならびにその家族を選択的に日本社会に取り込むという戦略性が不可欠である。

「国際貢献」を名目上の目的とする現行の外国人技能実習制度は、実質的には移民政策といえるが、戦略的とはほど遠く、日本側に限ってみても賃金不払いや長時間労働、実習生の失踪など問題山積である。そうしたなか、2023 年 11 月 30 日、政府の有識者会議は、技能実習制度の廃止と新制度「育成就労制度」の導入に関する最終報告書を法務大臣に提出した。新制度は、「人材の確保」を目的として掲げ、現行制度の欠陥を修正するものである。ここでは詳述は避けるものの、最終報告書の提言内容をみる限り、国際競争力の確保という観点からいえば、家族帯同の条件の緩和など、より大胆な見直しが必要と思われる。

3 点目のソフト・パワーとは、米国の国際政治学者ジョセフ・ナイが導入した概念で、「自らが欲

⁶ 宮島・前掲、8～9 頁。

⁷ *India's 'economic miracle' hides a time bomb for the young*, CNN, 27 May 2023.

⁸ 宮島・前掲、62 頁。

⁹ 日本経済新聞社編『人口と世界』日本経済新聞出版、2023 年、140～143 頁。

することを他者もまた欲するように仕向けること」¹⁰を意味する。換言すると、文化、価値観、信頼といった強制力によらない力のことである。経済の長期低迷にもかかわらず、わが国が近年多くの移民を受け入れてきたという統計上の事実は、日本が一定のソフト・パワーを持ち続けてきたことの証左であり、この点においてわれわれは過度に悲観的になる必要はない。

なお、インド出身の国際政治学者で、自身がグローバル・ノマドであるパラグ・カンナは、日本がすでに「かつてないほど世界じゅうからの移民に門戸を開いて」おり、実際に世界有数の移民受け入れ国であることを示したうえで、居住面や交通面、テクノロジー面、文化面などから日本は大きな魅力をもっていると指摘し、移民先としての日本を高く評価している¹¹。

だが、その一方、移民社会にとっては必須な条件である、多様性を能動的に受容する寛容の精神や、変化に対する柔軟性に日本は依然欠いているといわざるを得ず、改善の余地は大きい。

日本を第2の故郷とし、この国で子を産み、育て、死んでいく人々が、すでにわれわれの身の回りでも数多く生活している、というのが、遅ればせながら移民社会化しつつある日本の現実である。

そうした現実とともに、移民が「最もダイナミックで、起業家精神に富んだ人々、すなわち、リスクを負った上で本国を出て、自分自身と子どもたちのために新しいチャンスを作り出そうとする人たち」であり¹²、また、移民が経済の拡大に対し多大な貢献をもたらしてきたという歴史的事実¹³をわれわれはより認識するべきである。移民というと、多様化された社会のシンボルとして語られることが多い。むしろそれはそれで間違いではないものの、移民を経済・社会の発展に資する積極果敢なリスク・テイカーとみる視点も、戦略的な移民政策を策定するうえで欠いてはならない。

(調査部 審議役 村上 和也)

<主要参考文献>

カトリーヌ・ヴィトール・ヴァンタン『新版 地図とデータで見る移民の世界ハンドブック』太田佐絵子訳、原書房、2022 年

カリド・コーザー『移民をどう考えるか』是川夕監訳／平井和也訳、勁草書房、2021 年

宮島喬『「移民国家」としての日本 共生への展望』岩波書店、2022 年

パラグ・カンナ『移動力と接続性 文明 3.0 の地政学(上・下)』尼丁千津子訳、原書房、2022 年
日本経済新聞社編『人口と世界』日本経済新聞出版、2023 年

ジョセフ・S・ナイ・Jr／デイヴィッド・A・ウェルチ『国際紛争 理論と歴史 原書第 10 版』田中明彦／村田晃嗣訳、有斐閣、2017 年

Coggan, Philip, 2020, *More: The 10,000-Years Rise of the World Economy* (Profile Books)

¹⁰ ジョセフ・S・ナイ・Jr／デイヴィッド・A・ウェルチ『国際紛争 理論と歴史 原書第 10 版』有斐閣、2017 年、60 頁。

¹¹ パラグ・カンナ『移動力と接続性 文明 3.0 の地政学(下)』原書房、2022 年、115～122 頁。

¹² コーザー・前掲、12～14 頁、161 頁(是川夕「監訳者解説」)。

¹³ Coggan, Philip, 2020, *More: The 10,000-Years Rise of the World Economy* (Profile Books), p.173-174.

※ 本レポートは作成時に入手可能なデータに基づく情報を提供するものであり、投資勧誘を目的としたものではありません。
また、執筆者個人の見解であり、当社の公式見解ではありません。ご質問等はchosainfo@smtb.jpまでご連絡ください。